

## 令和4年度

- ・事業計画(案)
- ・ 予 算 (案)

令和4年3月11日

社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会

令和4年度

【社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会事業計画】

I 基本方針

～誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていけるまちづくりの推進～

社会福祉協議会は、「人と人がつながり支え合う地域づくり」という基本理念の下、「～誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていけるまちづくりの推進～」を基本方針として、地域福祉の推進役として事業を推進します。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が、経済や日常生活に大きな影響を及ぼし、新たに経済的に困窮している方や社会的孤立による悩みを抱える方などが増えて来ている状況にあります。このことは、社協が行う福祉事業にも大きな影響を及ぼし、介護事業では感染症対策を行う中でのサービス提供、地域福祉事業では集うことを極力避けた事業の運営の対応など、事業運営の工夫や新たな対応を求められております。令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策を充分行う中で、事業運営を進めます。

社会福祉法改正により、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすと共に、様々な福祉ニーズや公益性の高い地域貢献事業が求められております。その中、社協の経営において、自主財源の確保、組織基盤の強化などの課題解決の取り組みを進めます。法人の事業運営においては、町民に対する信頼や期待に応えるために、本会の組織強化を図り、必要な福祉サービスの質の向上に努めるとともに、事業の効果的な運営に努めます。

地域福祉部門においては、生活支援体制整備事業の推進を図り、地域の生活課題を解決に繋げていくためのニーズ把握や居場所づくり（「ほっとカフェ」や「ふれあいサロン」）を行います。また、権利擁護センター事業を推進し、高齢者及び障がい者の方々の必要な権利を守ることや啓発活動を行い、地域で安心して生活できる体制を図ります。

介護事業においては、介護職員の確保が難しい状況にありますが、介護職員の処遇改善や職場の環境改善等の整備を進め、持続可能な運営体制の構築を図りながら、町民に求められる介護事業の運営に努めます。

第3次上富良野町地域福祉実践計画の4年目に向けて、上富良野町の地域福祉計画との整合性を持ちながら、社会福祉協議会が取り組んできた既存事業の課題と今後新たに生じてくる地域福祉課題の解決に向け、検証しながら事業に取り組みます。

今年度においては、次の基本目標を掲げ、それぞれの分野で重点事項に取り組みます。

【基本目標】	【重点事項】
① 【自助の促進】誰もが参加できる地域社会づくり	① 地域福祉部門：「地域での顔が見える関係作り」
② 【互助の促進】住民会・町内会・各福祉団体活動の活性化	② 介護保険部門：「即応力のあるサービスの提供」
③ 【共助の促進】介護保険事業の充実	③ 法人運営部門：「社協の運営機能の強化」
④ 【地域福祉を支える社協の運営強化】	

## II 事業内容

重点事項に基づき、1 地域福祉部門、2 介護保険部門、3 法人運営部門毎に内容の概要

### 1 地域福祉部門

(1) 小地域ネットワーク事業 住民支えあい活動のきっかけづくりを促進します。

事業項目	内容
1 住民会・町内会活動支援	住民会等活動に対する様々な相談や行事などにおける物品の貸出、人的コーディネート等による側面的支援を実施するとともに、必要に応じて直接的な支援活動を展開する。
2 各種研修・講座への参加促進	各種の講話や実践などによる講習会・研修会等に参加を呼びかけ、住民会等の支えあい活動の充実を図る。 ・社会福祉大会等における講演、ボランティアセンターとの研修会の実施
3 福祉推進員・福祉系の活動支援	住民会等活動課題を共有し、今後の地域福祉活動の発展につながる取り組みの支援を進める。 ・年2回会議を開催し、研修や情報交換を行う
4 ふれあいサロン事業の推進 【共同募金事業】	ふれあい交流の場として、地域でのつながりづくりや支え合いの機軸として活動の充実を図る。 ・各住民会に対して、開催実施に向けて支援を行い、必要に応じて職員を派遣する。
5 ふれあいサロンサポーター教室の開催	ふれあいサロン等の活動を充実し楽しく進める勉強の機会を提供し、各地域でのつながりづくり活動の一助とする。 ・福祉推進員会議やボランティアセンターにおける合同の研修会を開催
6 ふれあい昼食会の開催 【共同募金事業】	月一回、町内にお住まいの一人暮らしの高齢者（65歳以上）等を対象に食事を通して、参加者や調理・余興等のボランティアの方々との交流を目的とした昼食会を開催する。 （参加料：200円） ・感染症予防対策を進めた上で昼食の対応を検討します。 ・未参加者や新規参加者への声掛けを図り、引きこもり予防対策を行う。
7 ほっとカフェ 【共同募金事業・町補助事業】	認知症の正しい理解と地域での受け入れ、見守りや仲間作り、課題の共有など地域で相談できる居場所づくりを目指して町の助成を受けて運営を進めます。（参加料100円）また、活動の場の拡大を進める。 ・現在開催しているカフェの場所以外に他の地域における開催を検討する。
8 自主グループ活動支援	色々な活動するグループの立ち上げ・活動・継続を支援し、地域づくりを進める。 ・ボランティアセンターと連携し、自主グループ育成を行う。
9 福祉ニーズの把握	生活体制整備事業においてアンケート調査実施や各種福祉サービスで把握した課題を地域での支えあい活動に反映し、活動の掘り起こしと問題を相談できる仕組み作りを進める。 ・老人会やふれあいサロンなど地域活動を通じて、ニーズの把握を行う。

## (2) ボランティアセンター事業

各種研修・講座への参加・開催、ボランティア団体への支援など、活動の充実を進めます。

事業項目	内容
1 ボランティアセンターの運営 【共同募金事業・町補助事業】	上富良野町のボランティア活動の充実を目的として、ボランティアセンターを設置、個人及びボランティア団体の支援、適切なコーディネート並びにボランティア保険の加入促進を行う。 ・現在登録している個人ボランティアのシーズ（提供できること）を確認し、様々なボランティアニーズに応える。
2 ボランティア情報の発信	各種のボランティアに関する情報を発信し、それぞれの活動が主体的に行われるよう、速やかな情報提供を行う。 ・ボランティア情報誌の発刊(社協だより内ちょボラ) (ボランティア体験メニューの掲載)
3 ボランティアの養成・研修	各種の研修・講座に参加するきっかけづくりに努めるとともに、新たなボランティア活動に対応できるように資質の向上に努める。 ・研修会の開催と各種講座のお知らせを行う。
4 福祉学習の促進	町内の学校及び関係機関と連携し、町内の小学校の授業として福祉学習を行い、子どもたちへのボランティア活動へのきっかけづくりに努める。
5 関係機関との連携	道社会福祉協議会や近隣市町村社協との連携強化を図り、様々な情報収集を行う。
6 災害ボランティア活動基盤づくり	「上富良野町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいたセンター運営の訓練や各関係機関との連携等を行うため、災害を想定した訓練実施に向け、検討する。
7 除雪ボランティア活動	町内の独居高齢者など、除排雪が困難で生活に支障をきたすことが予想される住宅等の除排雪をボランティアの方々と事前準備など調整をおこない活動を円滑にすすめる。 ・1月下旬から2月上旬実施予定
8 生活支援体制整備事業 【町委託事業】	① 困りごとのある高齢者等に対し生活支援サービスを提供する。 ② 生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ調査、社会資源マップの作成、地域の会合等への周知活動を進める。 ③ 地域ごとの集いの場・活動拠点である小地域福祉拠点を利用しアウトリーチ活動を行う。 ・介護予防・運動器機能改善プログラムの実施(フレイル予防) ・茶話会、趣味の集いなど、交流の場での心身活性化 ・住民支援のための各事業実施(啓発・相談対応) ④ おたすけサポーター活動事業 有償ボランティアによる支援活動を通じて、高齢者等の生活の困りごとを地域で支え合います。

	<p>【利用対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね65歳以上の方</li> <li>・心身に障がいを持つ方</li> <li>・その他の事情等がある方</li> </ul> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物御用聞き</li> <li>・庭・草刈り</li> <li>・郵便物整理</li> <li>・簡単な家事支援</li> <li>・ゴミ出し 等</li> </ul> <p>【利用料】30分250円～</p> <p>⑤ 電話サービス</p> <p>独居及び高齢者のみの世帯等で、独立して生活するのに不安のある方に対し、個人ボランティアの方が電話による安否や健康状態の確認、相談などを行う。(無料)</p> <p>未利用者に対して声掛けを行い、引きこもり予防や支援が必要な方へのサービス利用の促進を図る。</p>
--	--

### (3) 生活福祉援助事業

生活援助を目的とした各種事業の実施により、地域での生活の一助とします。

事業項目	内容
1 心配ごと相談所の開設 (随時、社協職員にて対応する) 【町補助事業】	<p>様々な生活上の困りごとについて傾聴しながら、問題解決のアドバイスをする。</p> <p>職員にて社協窓口が開いている時間において、随時相談を受け付ける事とし、相談内容から必要な福祉支援の把握に努める。必要な場合は委嘱した相談員へつなぐ体制へ変更する。</p>
2 福祉金庫の設置	<p>低所得世帯に無利子での貸付と必要な相談業務を行い、生活の改善に向け必要な支援を行う。</p>
3 生活福祉資金貸付事業	<p>低所得世帯等の生活安定を図るため、北海道社会福祉協議会との連携により、生活改善に向けた貸付事業を行う。</p>
4 生活困窮者等に対する安心サポート事業	<p>北海道社会福祉協議会事業参加して、生活困窮者への救済に向けて現物支給の取組みを進める。 拠出金2万円/年</p>
5 日常生活自立支援事業 【道社協受託事業】	<p>それぞれの事情から金銭管理等の日常生活に不安を抱えている方に対し、生活の安定に向けた問題解決に取り組む。</p> <p>今後は、権利擁護センター事業との連携を深める。</p> <p>道社協の受託内容</p> <p>①相談受付②利用契約締結の判定に関する調査・調整 ③利用契約の締結④支援実施状況の確認・助言 ⑤生活支援計画のモニタリング・評価、支援計画変更 ⑥契約終了⑦生活支援員の登録、育成及び指導 ⑧上記業務の実施に関する事務調整事項等</p>
6 援護対策事業 【共同募金事業】	<p>上富良野町共同募金委員会、民生児童委員と連携して、歳末助け合い運動を行います。(歳末義援金、歳末支援事業)</p> <p>火災等被害に遭った方に、見舞金を交付する。</p> <p>・生活困窮者等に対し緊急生活支援事業の実施を行い、必要な物資(ガスコンロ、ストーブ、ライト)を貸出します。</p>

7 関係機関との連携	町、学校、福祉団体、各種団体、企業等と日常的な連携をもち、協働による福祉のまちづくりを進める。
8 権利擁護センター事業 【町委託事業】	<p>町の委託事業を受け中核機関として、成年後見制度の取組みを的確にできるよう権利擁護センターの事業を推進する。</p> <p>日常生活自立支援事業との連携を深める。成年後見制度の利用について広く伝え、必要な人への利用へとつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、随時の住民集会等へのPR</li> <li>・協議体の構築 ・法人後見についての研究</li> </ul>

(4) 福祉団体支援事業

各種福祉団体への事務局支援と助成を行います。

事業項目	内 容
福祉団体等への事務局支援及び助成	<p>老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会の活動支援のため、事務局を担うが各団体が自立できるように指導する。また、次の団体への助成を予定する。</p> <p>(民生児童委員協議会・保護司会・老人クラブ連合会・ 身体障害者福祉協会、遺族会)</p>

(5) 在宅福祉サービス事業【町受託事業】

<生活支援事業> 利用申請は、町保健福祉課高齢者支援班で受付しています。

サービス名・対象者	サービスの内容	費用（自己負担）
1 理容サービス 移動や長時間の座位保持が困難で、理美容院に行けない要介護3以上及び同程度の障がい者等の方。	登録されている理・美容師が自宅に訪問して散髪を行う。	1回 2,000円
2 移送サービス 要介護状態等により普通車両での移動が困難で、要介護2以上及び同程度の障がい者等の方。	入退院や通院のための外出時等において特殊車両で移送を行う。 (ただし、介護保険法の規定により送迎に係る保険給付を受けることができるサービスを除く) 移送件数は増加していますが、車輛の老朽化が進んでいる。	町内 250円 富良野 1,250円 旭川 2,500円 上記以外の地域 片道25km未満 1,250円 25～50km未満 2,500円 50～100km未満 5,000円 100～150km未満 10,000円 ※いずれも片道料金
3 配食サービス 独居及び高齢者のみの世帯等で食事の準備が困難な、介護認定者、虚弱高齢者、障がい者等の方。	栄養に配慮された食事を定期的に自宅まで届け、高齢者等の食生活の支援、また安否確認を行う。 【月～土週6回以内 夕食のみ】 ※配達は個人ボランティアの方が行っています。	1食 450円 副食のみ 1食 350円
4 除雪サービス 町民税非課税世帯で、近くに近親者がいない虚弱な独居、高齢者世帯、障がい者等世帯の方で除雪が困難な方。	日常生活の維持及び、急病等救急時の通路を確保するため、冬期間の除雪を行う。 (おおむね15cm以上、日常生活に必要とされる範囲内、除雪図面添付)	15分 75円 (12月～3月)

## 2 介護保険部門

上富良野町内において、町民が抱える様々な在宅福祉ニーズに対して、介護保険事業及び障害者総合支援事業経営指針に基づき、個別性を最大限に尊重した柔軟な対応と、高齢者や障がい者等の利用者が安心して豊かな生活が送れるよう、利用者主体のサービス提供を徹底することを目指します。

コロナウイルス感染症など感染予防を徹底し、安心してサービス提供を行えるように努めます。

《介護保険事業及び障害者総合支援事業経営指針》

### ① サービス提供の基本的姿勢

- ◇利用者の尊厳を保持
- ◇利用者の立場に立ったサービス提供
- ◇利用者の能力に応じた、在宅生活を支えるサービス提供
- ◇利用者の意思の尊重
- ◇利用者の選択に基づいた適切なサービス提供

### ② 事業所経営の基本姿勢

- ◇関係法令の遵守
- ◇サービスの質を確保する人材育成
- ◇地域福祉の推進を意図とした関係機関との連携

### (1) 居宅介護支援事業

介護保険法の理念に基づき、利用者や家族の意思及び人権を尊重しながら、利用者及び地域から信頼されるケアマネジメントを実施します。3月末で1名が退職となりますが、4月より新職員1名を採用しケアマネジャー4名体制で特定事業所加算を取得し質の高いケアマネジメントを目指します。

事業項目	内容
1 自立支援に向けたケアマネジメント	利用者の望む暮らしについて自己決定の尊重、潜在能力を活用できるよう適切にニーズを把握し、公正中立な居宅介護支援、地域包括支援センターからの委託による介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する。
2 地域・医療機関・関係機関との連携	地域や各機関との連携を深め、必要に応じて生活支援サービス等のインフォーマルサービスが提供されるよう、ケアマネジメント実践の中で地域の課題を明確にし、地域づくりへの参画を行う。また日頃から医療機関との情報連携を図っていく。
3 介護支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例検討・ケアマネジメント技術向上のための勉強会を開催（週1回）</li><li>・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同事例検討会を実施（年2回）</li><li>・外部研修への積極的な参加（ケアマネジメント・権利擁護・認知症・虐待・救命講習等）</li><li>・主任介護支援専門員取得に向けて研修受講（職員2名）</li><li>・新職員に対して各種新人研修を行い、適切なケアマネジメントが実施できるように人材育成を実施</li><li>・虐待防止、感染症予防、業務継続計画（BCP）の策定に向けて指針や研修等の整備</li></ul>



## (2) 訪問介護事業

地域福祉実践計画と介護保険法に基づき、常に自己研鑽に努めより質の高いサービス提供に努めます。  
また、虐待防止、感染症予防、業務継続計画（BCP）の策定に向けて指針や研修等の整備を進めていきます。

### ① 介護保険サービス事業

事業項目	内 容
1 訪問介護事業	介護保険法に基づき、要介護者に対し、訪問介護員の派遣を行う。(月平均 570回)
2 介護予防・日常生活支援総合事業	町が行う、地域支援事業の対象者に訪問介護員の派遣を行う。(月平均 120回)
3 職員研修の積極的実施	質の高いサービス提供をできる訪問介護員を養成するために、法人内研修を毎月開催すると共に、外部研修にも積極的に参加する。 ・認知症研修会 ・ケース検討会月1回
4 自己評価	北海道の評価基準に則り、自己評価を6月ごろに自己点検一覧表によって評価し、適切に行う。

### ② 障害者福祉サービス事業

障害者総合支援法及び上富良野町障がい者自立支援事業条例に規定する事業(委託事業のみ)に基づき、常に自己研鑽に努めより質の高いサービス提供に努めます。

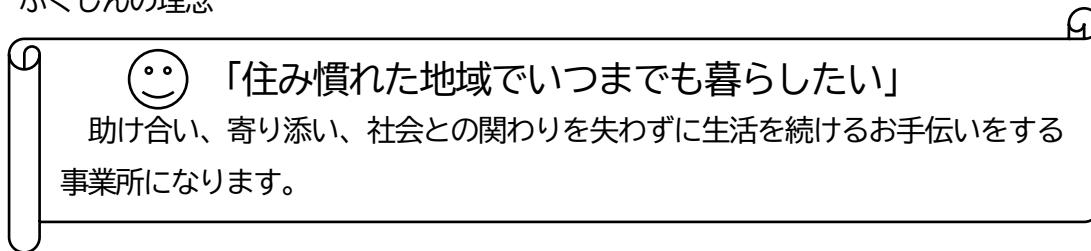
事業項目	内 容
1 居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、障害者（児）に対し、訪問介護員の派遣を行う。(月平均 50回)
2 障害者等地域支援事業【町受託事業】	上富良野町障がい者自立支援事業条例に基づき、移動支援事業及び生活サポート事業を実施する。(月平均 4回)
3 職員研修の積極的実施	質の高いサービス提供をできる訪問介護員を養成するために、法人内研修を毎月開催します。 ・感染症対策研修会
4 自己評価	北海道の評価基準に則り、自己評価を6月ごろ自己点検表によって評価し、適切に行う。

### ③ まごころサービス事業

事業項目	内 容
1 まごころサービス	介護保険適用外のサービスを独自に提供する。 (当事業所を利用している利用者様に介護保険では対応できない入退院の準備や大掃除等を行う。)(月平均 20回) 15分単位 500円
2 ほっとサービス	介護保険相当のサービスを独自に提供する。 (介護予防・日常生活支援総合事業の利用者様の通院介助や要介護認定を受けていない方が日常生活で何らかの介護等の支援が必要な時に援助を行う。)(月平均 4回) 身体介護 15分単位 1,000円 通院介助(身体介護を伴わない) 15分単位 800円 生活援助 15分単位 600円

### (3) 小規模多機能型居宅介護事業

#### 1, ふくしんの理念



#### 2, 基本方針

- ・お一人お一人の歴史と生活リズムを大切に、安心して過ごせる空間づくりに努めます。
- ・利用者、家族、地域の皆様、誰に対しても笑顔で、敬意をもって接します。
- ・職員全員が学ぶ心を常に持ち専門性の向上に努めます。
- ・広く地域の皆様の介護予防拠点として「いきいき健幸かい」を継続いたします。

#### 3, 具体的な事業内容

事業項目	内容
1 小規模多機能型居宅介護支援事業	年間稼働率 90%以上を目標とし、安定的な運営体質を構築する。 業務のスリム化、効率化を図り、幅広いニーズには柔軟に対応する。 包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院との情報共有を図る。 丁寧なアセスメントから利用者のニーズに寄り添ったケアプラン、 個別計画の作成と毎月のモニタリングを実施。職員全員で利用者の生活を支援する。
2 職員研修の計画・実施	認知症介護スペシャリストの育成 ・認知症介護基礎研修及び実践者研修 介護技術向上への取り組み ・食事、排泄、入浴などの直接処遇に関する研修 業務継続計画（BCP）の作成 ・自然災害、感染症対策に関する研修 資格取得のための支援 ・ケアマネ、介護福祉士、初任者研修等資格取得のための研修 事業所内部研修 ・ヒヤリハット、事故報告による事例検討 ・虐待、困窮等による困難事例検討
3 運営推進会議の開催	2カ月に1回。年間6回の開催 定期的な利用状況、運営状況等の報告。 地域密着型サービスとして期待される役割の明確化。 地域に根差した活動拠点としての活用機会の検討。 外部評価の実施。
4 事業所内行事の実施	4月 誕生会 観桜会 家庭菜園作業

	5月 誕生会 ミニ運動会 端午の節句
	6月 誕生会 避難訓練
	7月 誕生会 セタまつり ラベンダー外出
	8月 誕生会 屋外バーベキュー
	9月 誕生会 敬老会 ふくしんまつり
	10月 誕生会 収穫祭 紅葉見学
	11月 誕生会 文化祭見学
	12月 誕生会 クリスマス会 忘年会
	1月 誕生会 新年会
	2月 誕生会 節分豆まき
	3月 誕生会 ひな祭り
5 交流・地域事業	各ボランティア団体の受入れ レク活動や余暇活動、行事の支援。音楽や踊り、余興の慰問等 町内会活動 町内清掃、環境整備活動への参加 各学校行事への参加。職場体験学習等の受入れ。
6 介護予防事業の実施 【町委託事業】	いきいき健幸かい 毎週(祝日は休)水曜日 10:00~11:30 (年間49回) 地域に住む事業対象者(要介護未認定者)の介護予防を目的に、簡単な体操、ストレッチ、レクリエーションなどを行い、運動不足やひきこもりの解消を図る。
7 事業所自己評価及び外部評価の実施	事業所自己評価の実施と目標の設定 令和3年度末に評価を実施。結果に基づく令和4年度の事業所目標を設定する。目標達成に向け、勉強会やモニタリングにて進捗状況を把握する。 運営推進会議による外部評価の実施 事業所自己評価の確認、事業所のしつらえ・環境、事業所と地域の関わり、地域に出向いて本人の暮らしを支える取組み、運営推進会議を活かした取組み、事業所の防災・災害対策の6項目について運営推進委員から意見を頂き、サービス評価を総括し、新たな課題を抽出する。また、その結果については事業所内および法人HP等で公表する。

### 3 法人運営

厳しい財源的な課題や法人運営体制の強化など様々な課題を抱えておりますが、社会福祉協議会では研修などを通じて職員の質の向上を図り、地域住民へ様々な情報発信を行い、地域から信頼される組織づくりを推進してまいります。

#### (1) 法人運営体制の強化

現、法人運営体制を充実させるための理事会等を積極的に開催します。

事業項目	内容
1 理事会の開催	定款の規定により適宜開催する。
2 監査の実施	四半期に一度開催する。
3 評議員会の開催	定款の規定により適宜に開催する。
4 各種委員会の開催	部会等を適宜に計画する。
5 職員会議の開催	月に一回予定する。

#### (2) 役員事務局体制の強化

法人の効果的運営を目的として、役職員の資質向上に努めます。

事業項目	内容
1 社協の地位・役割の理解	役職員を対象として、社協の地位役割についての共通認識を確立する。
2 役職員研修の積極的实施	役職員資質向上のための外・内部研修を積極的に実施する。 ・理事会での法人や社会福祉関係の情報提供を行う。 ・道社協など役員研修への参加
3 各種プロジェクト会議の開催	役職員をもって課題別のプロジェクトチームを必要に応じて随時編成し、法人運営に係る諸課題)の解決に向けて取り組む。
4 コミュニティソーシャルワーカーの資質向上	事務職員、介護職員を問わず、職員のコミュニティソーシャルワーカーとしての資質向上を目的とした研修事業に積極的に参加する。 ・道社協など相談援助職員研修等への参加

### (3) 社協会員会費の加入促進

社協の貴重な自主財源として、町民の理解による会員会費の加入促進を積極的に行います。

事業項目	内容
1 一般会費	一世帯 500円 目標加入数 全戸
2 特別会費	1口 1,000円 目標加入数 140 会員
3 賛助会費	1口 3,000円 目標加入数 90 社

### (4) 基金の造成

地域福祉の増進を目的とした、基金の積み立てを行います。

事業項目	内容
社会福祉基金の造成	篤志寄付等により、法人運営円滑化を目的とした基金の積立を行う。

### (5) 広報・啓発活動

地域福祉の啓発並びに透明性の高い法人運営を目的として、広報・啓発活動を行います。

事業項目	内容
1 広報活動 【共同募金事業】	広報誌発行：社協だよりを年3回発行し、全戸配布する。 ブログ掲載：情報通信を利用した即時性のある広報活動。
2 ノーマライゼーション (社会的公平)推進事業 【共同募金事業・町補助事業 (ふれあい広場・社会福祉大会)】	・理念の普及並びに地域福祉の啓発のため下記行事を開催する。 ・戦没者追悼式 7月 1日 ・第30回ふれあい広場 9月 4日 ・第39回社会福祉大会 10月28日
3 地域福祉の啓発(支えあい活動)	住民会の活動及び要望により職員を派遣し、地域福祉の啓発活動を実施する。

### (6) 顕彰事業の実施

地域福祉の推進に寄与した個人及び団体を顕彰します。

事業項目	内容
1 社協会長顕彰の実施	顕彰規程に基づき福祉関係団体や個人に対して、功績顕彰、善行感謝状の表彰を行う。

## (7) 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取扱いを徹底します。

事業項目	内容
1 個人情報保護の徹底	個人情報保護規定を適正に運用し、業務により取得した個人情報を適切に取扱うことを徹底するため、法人内において個人情報保護の学習を深める。

## (8) 苦情解決

苦情の適切な解決に努め、誰もが利用しやすい福祉サービスの質の向上に努めます。

事業項目	内容
1 苦情解決	サービスの質を向上させるため、苦情には各方面から対応策を模索し、原因を調べるとともに解決に向けて努力を傾注する。
2 第三者委員の設置	第三者委員を設置し、年一回程度の会議を開催することで、サービスの向上につなげる。